都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。 令和3年12月14日

静 岡 県上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 下田都市計画道路 1・6・1号伊豆縦貫自動車道
- 2 都市計画を定める土地の区域 縦覧する計画図表示のとおり
- 3 都市計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先
 - 静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

(郵便番号420-8601 静岡市葵区追手町9番6号)

下田市役所建設課

(郵便番号415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号)

4 縦覧期間

令和3年12月14日(火)から令和3年12月28日(火)まで (閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。)